

中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法

施行 一九九六年四月一日（一九九五年十月三十日全人代常務委員会通過）

紙野 健二
稲葉 一将
梅 青

目次

- 第一章 総則（第一条―第十条）
- 第二章 固体廃棄物による環境汚染を防止するための監督及び管理（第十一条―第十四条）
- 第三章 固体廃棄物による環境汚染の防止
 - 第一節 一般規定（第十五条―第二十五条）
 - 第二節 工業固体廃棄物による環境汚染の防止（第二十六条―第三十四条）
 - 第三節 都市生活ごみによる環境汚染の防止（第三十五条―第四十一条）
- 第四章 危険性廃棄物による環境汚染の防止にかかる特別規定（第四十二条―第五十八条）
- 第五章 法律上の責任（第五十九条―第七十三条）
- 第六章 附則（第七十四条―第七十七条）

第一章 総則

第一条 この法律は、固体廃棄物による環境汚染を防止し、身の健康を保障し、及び現代的社会主義の発展建設を促進することを目的とする。

第二条 この法律は、中華人民共和国における固体廃棄物による環境汚染の防止に適用する。

2 この法律は、固体廃棄物による海洋環境汚染の防止及び放射性固体廃棄物による環境汚染の防止には適用しない。

第三条 国家は、固体廃棄物による環境汚染の防止において、固体廃棄物の減量、合理的利用及び無害化処置に関する原則を実施するものとする。

第四条 国家は、清潔な生産を激励及び支持し、並びに固体廃棄物を減量するものとする。

2 国家は、固体廃棄物についての十分な回収及び合理的利用を実施し、並びに資源を総合的に利用する活動のための財政及び技術上の政策又は措置を講ずることにより、資源の総合的利用を激励及び支持するものとする。

第五条 国家は、環境保護のために有効な固体廃棄物を集中的

に処置する措置を激励及び支持するものとする。

第六条 県級以上の人民政府は、固体廃棄物による環境汚染を防止する活動を環境保護計画に盛り込むとともに、固体廃棄物による環境汚染の防止に有効な経済及び技術上の政策並びに措置を講ずるように努めなければならない。

第七条 国家は、固体廃棄物による環境汚染の防止に関する科学研究及び技術開発を激励及び支持し、先進的な防止技術を推進し、並びに固体廃棄物による環境汚染の防止に関する科学知識を普及させるものとする。

第八条 各級の人民政府は、固体廃棄物による環境汚染を防止する活動及び関係する総合的再利用活動において著しい成績を挙げた単位及び個人に対して報奨を与えるものとする。

第九条 いかなる単位又は個人も環境を保護する義務を負うとともに、固体廃棄物による環境汚染を生じさせた単位及び個人を告発し、並びに人民法院に訴えを提起する権利を有する。

第十条 國務院環境保護行政主管部門は、全国における固体廃棄物による環境汚染を防止するために統一的な監督及び管理を行う。國務院の関係部門は、その職責の範囲内において、固体廃棄物による環境汚染を防止する活動について、これを監督及び管理する責務を負う。

2 県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、管轄区域における固体廃棄物による環境汚染の防止について、統一的な監督及び管理を行う責務を負う。県級以上の地方人民政府の關係部門は、その職責の範囲内において、固体廃棄物による環境汚染を防止するために、監督及び管理を行う責務を負う。

3 國務院建設行政主管部門及び県級以上の地方人民政府における環境又は衛生に関する行政主管部門は、都市生活ごみの清掃、収集、保管、運搬及び処置について、これを監督及び管理するものとする。

第二章 固体廃棄物による環境汚染を防止するための監督及び管理

第十一条 國務院環境保護行政主管部門は、固体廃棄物による環境汚染を監視又は測定する制度を定め、統一的な監視又は測定に関する規範を制定し、及び關係部門と協議して監視網又は測定網を組織するものとする。

第十二条 工業固体廃棄物を排出する事業並びに固体廃棄物を保管及び処置する事業の実施においては、国家の建設事業環

境保護管理に関する規定を遵守しなければならない。

2 建設事業の環境影響報告書の作成においては、建設事業により生じる固体廃棄物による環境汚染及びその影響についての評価並びに環境汚染を防止する措置を記載した上で、国家の定める手続に従い、環境保護行政主管部門にこれを報告し、当該部門の承認を得なければならない。建設主管部門は、環境影響報告書の承認があつた場合に限り建設実施報告書又は設計任務書を承認することができる。

第十三条 建設事業の環境影響報告書において固体廃棄物による環境汚染を防止するための施設とされているものについては、設計、施工及び使用開始を主体工程と同時に行わなければならない。固体廃棄物による環境汚染を防止するための施設が、環境影響報告書を承認した環境保護行政主管部門による認定を経た後に、当該建設事業に基づいて、生産を開始することができる。固体廃棄物による環境汚染を防止するための施設に対する認定は、工事本体に対する認定と同時に行うように努めなければならない。

第十四条 県級以上の人民政府環境保護行政主管部門及び固体廃棄物による環境汚染を防止するために監督及び管理を行う部門は、その管轄の範囲内において固体廃棄物による汚染に

関係する単位に対して、立入検査を行う権限を有する。検査を受ける単位は、具体的に状況を報告し、及び詳細な資料を提供しなければならぬ。検査を行う機関は、検査を受ける単位の技術及び業務上の秘密を漏らしてはならない。

2 検査官は、立入検査を行う際には身分証明証を提示しなければならぬ。

第三章 固体廃棄物による環境汚染の防止

第一節 一般規定

第十五条 固体廃棄物を排出する単位及び個人は、措置を講ずることにより、固体廃棄物による環境汚染の防止又は軽減に努めなければならない。

第十六条 固体廃棄物を収集、保管、運搬、利用及び処置する単位並びに個人は、固体廃棄物の飛散、流失及び滲出を防止し、又はその他の環境汚染を防止する措置を講じなければならない。

2 固体廃棄物を収集、保管、運搬、利用及び処置する単位並びに個人は、運搬中に固体廃棄物を捨て、又は散乱させてはならない。

第十七条 製品の製造者及び販売者は、包装物を回収、利用及び処置し、並びに環境に容易に還元される包装物を使用するように努めなければならない。

2 製品の製造者、販売者及び使用者は、国家の関係規定に従い、回収及び利用できる包装物若しくは容器等について、これを回収又は利用するように努めなければならない。

第十八条 国家は、科学研究及び製造を行う単位が農業用ビニールシートを回収、利用及び処置すること並びに環境に容易に還元される農業用ビニールシートの研究及び製造を奨励するように努めなければならない。

2 農業用ビニールシートを使用する単位及び個人は、環境汚染を防止又は軽減するために、当該ビニールシートを回収及び利用する等の措置を講ずるように努めなければならない。

第十九条 固体廃棄物を収集、保管、運搬及び処置するための施設、設備及び場所に対しては、管理及び補修を強化するとともに、その正常な運行及び使用を確保するように努めなければならない。

第二十条 固体廃棄物による環境汚染の防止施設、設備及び場所を許可を受けずに閉鎖し、放置し、又は損壊してはならず、この必要がある場合には、所在地の県級以上の地方人民政府

環境保護行政主管部門の許可を受け、かつ、環境汚染を防止するための措置を講じなければならない。

第二十一条 県級以上の人民政府は、國務院の定める規定に従い、固體廢棄物により環境に重大な汚染を生じさせた企業又は事業単位に対し、期限を定めてそれを除去させなければならない。

第二十二条 國務院及びその關係部門並びに省、自治区及び直轄市人民政府の定めた自然保護区、美觀風致区、生活飲用水源地及びその他の特別の保護が必要な区域において、工業固體廢棄物を集中的に保管及び処置するための設備並びに場所又は生活ごみの埋立地を建設してはならない。

第二十三条 省、自治区及び直轄市の管轄区域外に固體廢棄物を保管及び処置する場合には、当該管轄区域内における省級の人民政府環境保護行政主管部門に報告した後に、当該管轄区域外における省級の人民政府環境保護行政主管部門の許可を受けなければならない。

第二十四条 中国国境外の固體廢棄物を国内に運搬して投棄及び処置してはならない。

第二十五条 国家は、原料として利用することができない固體廢棄物の輸入を禁止し、及び原料として利用することができ

る場合であつても、固體廢棄物の輸入を制限しなければならない。

2 國務院環境保護行政主管部門は、國務院対外經濟貿易主管部門と協議を行い、原料として利用することができる固體廢棄物の一覽を作成し、及び調整した後にこれを公布する。当該一覽に列記されていない固體廢棄物の輸入は、これを行つてはならない。

3 前項の一覽に列記され、原料として利用することができる固體廢棄物を輸入する必要がある場合においては、國務院環境保護行政主管部門及び國務院対外經濟貿易主管部門が協議並びに審査をし、許可したときに限り輸入することができる。

4 前項の具体的な措置は、國務院がこれを定めるものとする。

第二節 工業固體廢棄物による環境汚染の防止

第二十六条 國務院環境保護行政主管部門は、國務院經濟綜合主管部門及び關係部門と協議して工業固體廢棄物による環境汚染基準を定め、工業固體廢棄物による環境汚染を防止するための技術に関する政策を策定し、並びに工業固體廢棄物による環境汚染を防止するための先進的製造工程及び設備を推進するように努めなければならない。

第二十七条 国務院經濟綜合主管部門は、国務院の關係部門と協議して工業固体廃棄物を減量させる製造工程及び設備について、これを研究、開発及び推進するように努めるとともに、期限を定めて重大な環境汚染を生じさせる旧式の製造工程及び設備について、この使用を停止させ、当該製造工程及び設備の一覧を公表するように努めなければならない。

2 製造者、販売者、輸入者又は使用者は、国務院經濟綜合主管部門及び国務院の關係部門が協議して定めた期限内に、前項の一覧に列記されている設備の製造、販売、輸入及び使用を停止しなければならない。製造工程の採用者は、国務院經濟綜合主管部門及び国務院の關係部門が協議して定めた期限内に、当該一覧に列記されている製造工程の採用を停止しなければならない。

3 前二項の規定により使用停止を命じられた設備は、これを他の者に譲渡してはならない。

第二十八条 県級以上の人民政府の關係部門は、工業固体廃棄物による環境汚染を防止するための活動計画を策定し、並びに工業固体廃棄物を減量することができる先進的製造工程及び設備を推進して、工業固体廃棄物による環境汚染の防止活動を促進するように努めなければならない。

第二十九条 工業固体廃棄物を排出する単位は、環境汚染を防止するための責任制を定め、及びこれを整備し、並びに工業固体廃棄物による環境汚染を防止する措置を講ずるように努めなければならない。

第三十条 企業又は事業単位は、原料、エネルギー、その他の資源を合理的に選択及び利用し、並びに先進的製造工程及び設備を採用することにより、工業固体廃棄物の減量に努めなければならない。

第三十一条 国家は、工業固体廃棄物の排出等について、これを届出及び登録する制度を実施するものとする。

2 工業固体廃棄物を排出する単位は、国務院環境保護行政主管部門の定める規定に従い、所在地における県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門に工業固体廃棄物の排出量、所在、保管及び処置等についての關係資料を提供しなければならない。

第三十二条 企業若しくは事業単位は、国務院環境保護行政主管部門の定める規定に従い、再生資源として利用することができる、若しくは一時的に利用することができる工業固体廃棄物について、これらを保管又は処置するための施設を設置し、及びそのための場所を確保しなければならない。

第三十三条 屋外で廃金属類、廃化学物質類、石炭殻及びその他の工業固体廃棄物を保管する場合には、保管専用施設を設置し、及びそのための場所の確保に努めなければならない。

第三十四条 工業固体廃棄物を保管又は処置するための施設を設置し、及びそのための場所を確保する場合には、國務院環境保護行政主管部門の定めた環境保護基準に適合しなければならない。

2 本法の施行以前に工業固体廃棄物を排出した単位は、第三十二条の規定に従い、工業固体廃棄物を保管又は処置するための施設を設置しなければならない。当該単位は、工業固体廃棄物を保管又は処置するための施設を設置しておらず、及び場所を確保していない場合並びに工業固体廃棄物を保管若しくは処置するための施設及び場所が環境保護基準に適合していない場合には、定められた期限内に当該施設を設置し、又は改善しなければならない。当該単位は定められた期限内に新たな環境汚染が生じた場合には、汚染に対する排出費を納付し、又は他の措置を講ずるものとする。当該単位が、期限内に工業固体廃棄物を保管若しくは処置するための施設を設置し、又は改善することによって環境保護基準に適合する場合には、設置又は改善を達成した日から当該排出費

の徴収を停止する。当該単位は、期限内に改善を達成しようとして、又は改善措置を講じた場合であつても環境保護基準に適合していないときは、改善を達成し、又は環境保護基準に適合するまで汚染に対する排出費を納付するものとする。その具体的な方法は、國務院がこれを定める。汚染に対する排出費は、環境汚染の防止のために用いるもののほか、他の目的に用いてはならない。

第三節 都市生活ごみによる環境汚染の防止

第三十五条 いかなる単位又は個人も、都市人民政府環境衛生行政主管部門の定める規定を遵守し、指定された場所において都市生活ごみを排出するように努めなければならない。

第三十六条 都市生活ごみを保管、運搬及び処置する場合には、環境汚染を防止するために、国家の定める環境保護及び都市環境衛生に関する規定を遵守するように努めなければならない。

第三十七条 都市生活ごみについては、適宜これを清掃し、かつ、合理的な利用及び無害化処置を行うように努めなければならない。

2 都市生活ごみについては、これを分別収集、保管、運搬及

び処置することを漸進的に達成するように努めなければならない。
ない。

第三十八条 都市人民政府は、計画的に燃料を改良するとともに、都市ガス、天然ガス、液体ガス及びその他の環境を保全するためのエネルギー開発の推進に努めなければならない。

2 都市人民政府の関係部門は、清潔な野菜を都市に供給することによつて都市生活ごみの減量に努めなければならない。

3 都市人民政府の関係部門は、購入網を総合的に計画し、及びこれを合理的に配置することによつて廃棄物を回収及び再利用する活動の促進に努めなければならない。

第三十九条 都市人民政府は、都市生活ごみを清掃、収集、保管、運搬又は処置するための施設を総合的に設置するように努めなければならない。

第四十条 都市生活ごみを処置するための施設を設置し、及びそのための場所を確保する場合には、国務院環境保護行政主管部门並びに国務院建設行政主管部门の定める環境保護及び都市衛生基準に適合しなければならない。

2 都市生活ごみの処置施設及び場所を許可を受けずに閉鎖し、放置し、又は損壊してはならない。この必要を生じた場合には、所在地の県級以上の地方人民政府衛生行政主管部门及び

環境行政主管部门の審査を受けた後に、環境汚染を防止する措置を講じなければならない。

第四十一条 建築工事を行う単位は、工実施中に排出された都市生活ごみを適宜清掃及び処置し、かつ、環境汚染を防止するための措置を講ずるように努めなければならない。

第四章 危険性廃棄物による環境汚染の防止に関する特別規定

第四十二条 危険性廃棄物による環境汚染の防止については、本章の規定のほか、この法律の規定を適用する。

第四十三条 国務院環境保護行政主管部门は、国務院の関係部門と協議して国家における危険性廃棄物についての一覧を作成し、統一的な判定基準、判定方法及び識別標識を設けるものとする。

第四十四条 危険性廃棄物の容器、包装物及び危険性廃棄物を収集、保管、運搬又は処置するための施設及び場所においては、危険性廃棄物の識別標識を設けなければならない。

第四十五条 危険性廃棄物を排出する単位は、国家の定める規定に従い、これを届け出なければならない。

第四十六條 危險性廢棄物を排出する單位は、國家の定める規定に従い、これを処置しなければならない。所在地の縣級以上の人民政府環境保護行政主管部門は、当該單位がこれを処置しない場合には、期限を定めてこれを是正しなければならない。当該單位が期限後においてもこれを処置せず、又は処置が國家の關係規定に適合しない場合には、処置を代行する單位を指定するものとする。指定を受けた單位は、國家の關係規定に従い処置するほか、処置に要した費用は、危險性廢棄物を排出した單位がこれを負担するものとする。

第四十七條 都市人民政府は、危險性廢棄物を集中的に処置するための施設の設置を組織するように努めなければならない。

第四十八條 埋立てにより危險性廢棄物を処置する場合には、國務院環境保護行政主管部門の定める規定に適合しないときは、汚染に対する排出費を納付するものとする。その具体的な方法は、國務院がこれを定めるものとする。

2 前項の排出費は、危險性廢棄物による環境汚染の防止に用いるもののほか、他の目的に用いてはならない。

第四十九條 危險性廢棄物を収集、保管又は処置する事業を行うおととする單位は、縣級以上の人民政府環境保護行政主管部門の許可を受けなければならない。その具体的な方法は、國

務院がこれを定めるものとする。

2 危險性廢棄物を収集、保管又は処置する事業を行う單位は、許可を受けず、又は許可の條件に違反した場合には、当該事業を行つてはならない。

3 危險性廢棄物は、これを許可証を有していない單位に対して提供してはならず、並びに当該單位に対して収集、保管及び処置することを委託してはならない。

第五十條 危險性廢棄物を収集又は保管する場合には、危險性廢棄物の特性に応じてこれを分別しなければならない。かつ、性質上溶解せず、安全措施を講じていない危險性廢棄物を混合して収集、保管、運搬又は処置してはならない。

2 危險性廢棄物を保管する場合には、危險性廢棄物を非危險性廢棄物に混入して保管してはならない。

第五十一條 危險性廢棄物を運搬する場合には、國家の定める關係規定に従い、危險性廢棄物の運搬に関する管理票に記載し、かつ、所在地及び危險性廢棄物の運搬先である縣級以上の人民政府環境保護行政主管部門に報告しなければならない。

第五十二條 危險性廢棄物を運搬する場合には、環境汚染を防止する措置を講じ、かつ、國家の定める危險性廢棄物についての管理規定を遵守しなければならない。

2 危険性廃棄物を運搬する場合には、危険性廃棄物と旅客とを同一の運搬手段によつて運搬してはならない。

第五十三条 危険性廃棄物を、収集、保管、運搬又は処置するための場所、施設、設備及び容器、包装物又はその他の関係物質が他の目的に用いられる場合には、汚染を除去する措置を講じなければならない。

第五十四条 危険性廃棄物を直接に収集、保管、運搬、利用及び処置することに従事する者は、専門的な訓練を受けた後に、試験に合格しなければこれを行つてはならない。

第五十五条 危険性廃棄物を排出し、又はこれを収集、保管、運搬及び処置する単位は、事故が発生した場合には、応急的な措置及び事故の拡大を防止する措置を講じ、かつ、所在地の県級以上の人民政府環境保護行政主管部門に報告するものとする。報告を受けた当該部門は、これについての検査を行うものとする。

第五十六条 事故その他の突発事件の発生によつて、危険性廃棄物による重大な環境汚染を生じさせた単位は、直ちに措置を講ずることにより環境汚染による危害を除去又は軽減するとともに、汚染により危害を受けるおそれのある単位及び周辺住民にその旨を通報し、かつ、所在地の県級以上の地方人

民政府環境行政主管部門及び関係部門に報告しなければならない。環境汚染については、これを調査し、及び措置を講じなければならない。

第五十七条 県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部門は、危険性廃棄物による重大な環境汚染が生じ、周辺住民の生命及び財産の安全が脅かされる場合には、直ちにこれを当該人民政府に報告しなければならない。報告を受けた当該人民政府は、有効な措置を講ずることによりその危害を除去又は軽減するものとする。

第五十八条 中華人民共和国の国境を越えて危険性廃棄物を運搬してはならない。

第五章 法律上の責任

第五十九条 県級以上の人民政府環境保護行政主管部門は、この法律の規定に違反して、次の各号に該当する行為をした者に対し、期限を定めて当該行為を是正させ、又は過料を併科する。

一 国家の定める規定に従い、工業固体廃棄物若しくは危険性廃棄物の排出等について、これを届け出ることせず、又

は虚偽の届出をすること。

二 環境保護行政主管部門の立入検査を拒み、又は検査を受けるときに虚偽その他の不正の行為をすること。

三 国家により命じられた汚染に対する排出費を納付しないこと。

四 使用停止を命じられた設備の一覧に列記されているものを他の者に譲渡して使用させること。

五 固体廃棄物による環境汚染の防止施設及び場所を許可を受けずに閉鎖し、放置し、又は損壊すること。

六 自然保護区、美観風致区、生活飲用水源地及びその他の特別な保護を必要とする区域内において、工業固体廃棄物を集中的に保管及び処置するための施設、場所又は生活ごみの埋立地を建設すること。

七 固体廃棄物を許可を受けずに所在地の省、自治区又は直轄市の行政区域外に運搬して保管及び処置すること。

2 県級以上の人民政府環境保護行政主管部門は、前項第一号又は第二号の行為をした者に対して、一万元以下の過料を科し、前項第三号の行為をした者に対して、納付する排出費の半額以下の過料を科し、及び前項第四号ないし第七号の行為をした者に対して、五万元以下の過料を科す。

第六十条 県級以上の人民政府経済総合主管部門は、この法律

の規定に違反して、使用停止を命じられた設備を製造、販売、輸入若しくは使用し、又は使用停止を命じられた製造工程を採用した者に対して、これを是正するものとする。県級以上の人民政府は、違反が重大な場合には、当該人民政府経済総合主管部門の意見を聴取した後、國務院により定められた権限の範囲内において、業務を停止させ、又は許可を取り消すものとする。

第六十一条 建設事業の環境影響報告書を承認した環境保護行政主管部門は、固体廃棄物による環境汚染を防止するために建設事業上組み合わせる必要のある施設が完成していない間に、又は検査に合格することなく生産及び使用を開始した者に対し、これを停止させ、又は十万元以下の過料を併科することができる。

第六十二条 定められた期限内に改善義務を履行しない企業若しくは事業単位に対して、生じた汚染の程度に応じて十万元以下の過料を科し、又は営業を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

2 環境保護行政主管部門は、前項において定められている過料について、これを決定する。県級以上の人民政府は、國務

院の定める規定に従い、業務を停止させ、又は許可を取り消すものとする。

第六十三条 都市生活ごみの保管、運搬及び処置に関し、この法律の規定に違反する者があつた場合には、国務院の定める環境保護及び都市環境衛生に関する規定に従い、義務を履行させるための措置を講ずるものとする。

第六十四条 県級以上の人民政府環境保護行政主管部门は、危険性廃棄物による環境汚染の防止に関するこの法律の規定に違反して、次の各号に該当する行為をした者に対し、当該行為を停止若しくは期限を定めて是正させ、又は五万元以下の過料を併科する。

- 一 危険性廃棄物の識別標識を設置しないこと。
- 二 許可証を有しない事業単位に、危険性廃棄物を提供し、又は収集、保管及び処置を委託すること。
- 三 危険性廃棄物を運搬する場合において、国家の定める規定に違反して運搬に関する管理票に記載することを怠り、又は所在地及び運搬先である県級以上の人民政府環境保護行政主管部门に対し、報告を怠ること。
- 四 危険性廃棄物を非危険性廃棄物と混入させて保管すること。

五 安全措置を講ずることなく、溶解しない危険性廃棄物を混合して収集、保管、運搬及び処置すること。

六 危険性廃棄物と旅客とを同一の運搬手段によつて運搬すること。

七 危険性廃棄物を排出した者が、その危険性廃棄物を処置せず、又はこの法律によつて義務づけられた処置費の納付を行わないこと。

八 汚染を除去する措置を講ずることなく、危険性廃棄物を収集、保管、運搬又は処置するための場所及び施設並びに容器、包装物及びその他の関係物質を他の目的に用いること。

第六十五条 県級以上の地方人民政府環境保護行政主管部门は、危険性廃棄物を収集、保管及び処置する事業を行う者が、許可を受けずにこれを行い、又は許可の条件に違反した場合に、当該行為を停止させ、又は違法に得た所得を没収するほか、違法に得た所得の倍以下の過料を併科することができる。

2 許可をした部門は、営業活動を行う者が許可の条件に違反した場合には、許可を取り消すことができる。

第六十六条 税関は、この法律の規定に違反して、国外の固体廃棄物を国内に投棄及び処置し、又は国務院の関係主管部门

の許可を受けずに固体廃棄物を輸入して原料に用いた者に対し、当該固体廃棄物を国外に運搬させるほか、十万元以上百万元以下の過料を併科することができる。税関の監督及び管理にも拘わらず、不法に取引を行う者は、刑事責任を負う。

2 原料として用いることができない固体廃棄物を偽つて輸入した者に対しては、前項の規定を準用する。

第六十七条 税関は、この法律の規定に違反して、中華人民共和国の国境を越えて危険性廃棄物を運搬した者に対し、当該危険性廃棄物を国外に運搬させるほか、五十万元以上五十万元以下の過料を併科することができる。

第六十八条 税関は、不法に運搬された固体廃棄物については、省級以上の人民政府環境保護行政主管部门の意見を聴取した後、第六十六条の規定に従い、措置を講ずるものとする。省級以上の人民政府環境保護行政主管部门は、汚染が生じた場合には、これを生じさせた輸入者に対して汚染を除去させるものとする。

第六十九条 県級以上の人民政府環境行政主管部门は、この法律の規定に違反して、固体廃棄物による環境汚染の事故を生じさせた者に対して、十万元以下の過料を科し、重大な汚染を生じさせた者に対して、現実に発生した損失の三割に相当

する額の過料を科す。ただし、この場合であつても、五十五万元を超えることはならない。所在単位及び政府行政主管部门は、直接に責任を負う主管職員及びその他の直接に責任を有する者に対して、懲戒処分を行う。

第七十条 過料は、これを全て国庫に納入しなければならない。いかなる単位又は個人も横領してはならない。

第七十一条 固体廃棄物による汚染により損害を受けた単位及び個人は、法律に基づいて損害賠償を請求する権利を有する。

2 前項の単位及び個人は、損害賠償責任の有無又は賠償金額に関する紛争において、環境保護行政主管部门並びに固体廃棄物による環境汚染を防止するために監督及び管理を行う関係部門に対して、調停の申立てをすることができる。当該単位及び個人は、調停が成立しない場合において、調停の目的となつた請求について、訴を人民法院に提起することができる。ただし、当該単位及び個人は、調停の申立てをすることができる場合であつても、直ちに訴を提起することができる。

第七十二条 この法律に違反して危険性廃棄物を収集、保管及び処置することによつて環境を汚染する重大な事故を生じさせ、個人及び公共の財産に重大な損害を与え、又は身体の安全を脅かした者は、刑法第一百五条及び第一百八十七条の規定

に従い、刑事責任を負う。

2 前項の場合に、単位は、罰金に処し、並びに直接責任を有している主管職員及びその他の直接責任者は、前項の規定に従い刑事責任を負う。

第七十三条 固体廃棄物による環境汚染の防止のために監督及び管理を行う職員は、職権を濫用し、職務を怠り、又は私利のために不正を行い、かつ、これらの行為が犯罪行為に該当した場合には、法律に従い刑事責任を負う。当該行為が軽微であつて、犯罪行為に該当しない場合には、法律に従い懲戒処分を行うものとする。

第六章 附則

第七十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 固体廃棄物とは、生産、建設、日常生活及びその他の活動により環境を汚染するおそれのある固体及び半固体の廃棄物をいう。

二 工業固体廃棄物とは、工業及び交通等の活動により排出される廃棄物をいう。

三 都市生活ごみとは、都市における日常生活及び日常生活のためのサービスを提供する活動により排出される固体廃棄物又は法律及び行政法規によつて都市生活ごみと定義される固体廃棄物をいう。

四 危険性廃棄物とは、国家が定める危険性廃棄物の一覽又は危険性廃棄物の判定基準及び判定方法に従い認定された性質を有する廃棄物をいう。

五 処置とは、固体廃棄物を焼却若しくは物理的、化学的及び生物的性質を変化させることにより、廃棄物量を減量し、若しくは体積を縮小させ、又は危険成分の減量及び除去を達成し、又は固体廃棄物を環境保護のための規定に適合させるための施設及び場所に永久保管をすることをいう。

第七十五条 この法律は、液体廃棄物及び容器中に存在する気体廃棄物による環境汚染の防止についても適用する。ただし、汚水及び廃液又は自動車排出ガス及び有害大気汚染物質による環境汚染の防止については、これを適用しない。

第七十六条 中華人民共和国が締結した固体廃棄物による環境汚染の防止に関する国際条約に、この法律と異なる規定がある場合には、当該条約を適用する。ただし、中華人民共和国が留保を声明している条項については、この限りでない。

第七十七条 この法律は、一九九六年四月一日から施行する。

訳者あとがき

一 日本における今日の廃棄物をめぐる諸問題の山積については、あらためていうまでもないが、中国においても諸条件は異なるとはいえ、大きな社会問題の一つとみなされている。この領域もまた、法整備が精力的に進められてきた一つであり、一九七九年の「中華人民共和国環境保護法」に始まって、その後「水汚染防止法」や「大気汚染防止法」等、多くの環境保全立法をみている。⁽¹⁾ここに訳出した「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」(以下、本法と略す。)は、従来の法体系においては明確な対応がなされてこなかった廃棄物問題に対処すべく一九九五年に制定された法律である。われわれは、中国における環境関連法制とりわけ廃棄物法を素材として行政法理論や実務のあり方を比較検討し、ひいては日本の行政法の基本問題の研究にも何らかの示唆をえようと考えているが、その作業の一環として、本法の訳出を試みたものである。

本法の内容に触れる前に、中国における法源のあり方について若干論点整理を行っておく必要がある。中国においては、国レベルでは全国人民代表大会において制定される法律の他に、国務院が定める「行政法規」および国務院の行政部門が定める「規章」が、それぞれ存在する。⁽³⁾この「行政法規」および「規章」については、「条例」、「規定」、「弁法」、「実施細則」等いくつかの名称のものがある。⁽⁴⁾「行政法規」は、憲法および法律に基づいて制定されるのに対して、「規章」は、法律および「行政法規」に基づいて制定される。もちろん、これらの法源の間には階層的な関係が存在しているが、⁽⁵⁾行政機関が、法律が規定していない事項について「行政法規」または「規章」を制定し、⁽⁶⁾法律が確立していない新たな権利義務の規範を創造する「創制性立法」が存在しているとされている。⁽⁶⁾このことは、中国における法治主義、とりわけ立法権の行政に対する拘束の理論状況を反映しているといえよう。⁽⁷⁾したがって、もともと独自の行政権が強大であったことに加えて、⁽⁷⁾解決すべき課題の増大に応じてあらためて行政の役割も拡大せざるをえない現状に対して、いかにして行政を立法によって適切に授權するとともにこれを統制するかが、理論的にも実務的にも大きな課題となってきたものと思われる。

二 以上のような中国法体系の特殊性を念頭に置きつつ、本法の訳出にあたって気がついた若干の留意点にもふれておこう。

1 まず、法規定における権利義務の主体の明確性についてである。日本の法律の条文では通常、権利義務の主体が明確にされているのに対して、中国においては必ずしもそうとはいえない。本法についてのいわば公式の「釈義」を参照すれば、これらを以下の二つの類型に分けることができる。

第一に、主体が明示されている場合である。例えば、本法の第十二条、第二十条、第三十三条、第三十六条および第五十二条等がこれにあたる。ただし、第十二条第一項については、国家の建設事業環境保護管理に関する規定を遵守する主体には、建設単位と同時に全国の環境保護行政主管部门等の行政部門も含まれる。したがって、ここでいう「遵守」という場合には、義務を課される主体の法律の遵守規定と行政部門の権限規定との双方の意味が含まれていると思われる。このようなあり方もまた、中国における法治主義の一つの発展段階を示しているものであろうか。

第二に、主体が明示されていない場合である。「釈義」においても主体が明示されていない場合がある。例えば、本法の第十二条、第二十三条、第二十四条、第四十条、第四十四条、第

五十条、第五十三条および第五十八条である。これらの場合には、「行政法規」および「規章」において明示的に定められることになろうが、少なくとも日本の法治主義の理解からすれば問題の残るところである。また、公式の「釈義」において、例えば、第六十三条において義務履行確保の措置を講ずる主体は、国務院が定める「都市の美観及び環境衛生に関する管理条例」において規定されているという例がある。⁹⁾

2 次に、上位規範と下位規範との関係についてである。本法においては、より詳細な定めを国務院環境保護行政主管部门の規定等の下位規範に委任しているものと思われる箇所が多く存在している。しかしながら、法文上具体的にいかなる権限を委任するのかが明確ではない場合が少なくない。例えば、第十二条においては工業固体廃棄物を排出する事業等を実施するにあたって、国家の建設事業環境保護管理に関する規定を遵守するとされている。この規定は「行政法規」であるため、本法が下位規範に対して権限を委任していることは理解できるが、具体的にどのような事項についての委任であるのかはこの限りでは明らかとはいえない。

3 最後に、訳出に際して特に留意した技術的な点について述べておこう。まず、中国語では義務の程度を表す文言として「必

須」、「応当」、「可以」および文末にそのような表現のない場合の四類型がある。これらそれぞれについて、原則として「しなければならない」、「努めなければならない」、「できる」および「するものとする」と訳し分けた。ただし、中国と日本とは義務規定の理解が必ずしも一致しないために、文脈によつては原則通りに訳出していない箇所が若干ある。

三 本法において用いられている文言については、できる限り日本の廃棄物処理法と近い内容であると思われる訳語をあてている。例えば、環境汚染の「防止」は、原文では「防治」とされている。中国語の「防治」とは「防止」および「治理」を指し、「治理」とは汚染の除去と軽減を含んだ意味とされている。日本の文献にもそのままこれを用いるものがある。しかしながら、「防治」という文言は日本では用いないのみならず、「防止」という場合には、日本においても大気汚染防止法のように、大気汚染の防止のみならず生活環境の保全まで含む場合もあることから、「防治」については「防止」の語をあてることにした。

また、第十三条における「認定」は、原文では「驗収」の語が用いられている。「驗収」とは、「釈義」によれば、次のような段階を経るとされている。まず、環境保護行政主管部門が、環境汚染を防止するための施設が環境影響報告書に記載された条

件を満たしているか否かを審査し、および同部門の監視または測定に関する機関が、単位に対して一年未満の期限を定めて施設の試運転をさせ、環境基準に適合するか否かを検査した後、同部門に対して報告する。その結果、以上の条件を満たした場合には、環境保護行政主管部門は、施設の使用および生産の開始が可能なる施設であることを認めるための「驗収」を行う。訳者らは、これを日本における「認定」に類似した概念であると考えて、この語をあてた。

さらに、「生活ごみ」および「農家用ビニールシート」の原語は、それぞれ「生活垃圾」および「農用薄膜」となっている。以上のように、できる限り日本において使用されている用語をあてるよう努めたが、それが不可能である場合には、原文を用いた。例えば、「処置」という概念がそれである。日本の廃棄物処理法においては「処置」という文言は存在せず、「処理」を用いている。日本の廃棄物処理法のいう「処理」とは「廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等」を意味するが、これと本法第七十四条第一項第五号における「処置」とは内容上一致しないので、このままとした。

なお、以上の訳出は、文部省の未来開拓学術研究推進事業「アジア地域の環境保全プロジェクト」の下に紙野が主宰する「名

古屋大学環境法研究会」において報告したものであり、法概念の異同については王燦發中国政法大学教授の助言を得た。謝意を表したい。

紙野 健二

稲葉 一将

梅 青

註

(1) 中国環境法の最近の動向については、さしあたり、浅野直人「一九九〇年代の中国環境法の動向」ジュリスト一〇三五号五三頁以下、同「経済改革のもとでの中国の環境法の動向」ジュリスト一〇六一号一三五頁以下を参照。

また、「中華人民共和国環境保護法」は、一九八九年に改正された。これについては、東京都立大学中国民法環境法研究会「中国の新しい『環境保護法』(一)」「(4)」法律のひろば四三巻四号七〇頁以下、六号七七頁以下、七号六八頁以下、八号七八頁以下が、全訳および解説をしている。

(2) なお、一九九〇年代における環境保全のための法律としては、本法の他にも例えば「環境騒音汚染防止法」が一九九六年に制定されている。同法の全訳および制定の経緯について

は、耿順「中国における環境保全法の整備——『中華人民共和国環境騒音汚染防止法』について——」環境法研究二四号九〇頁以下を参照。

(3) 近藤昭三「現代中国行政法源試論」札幌法学第四巻第一・二号六九—七二頁参照。

(4) 近藤前掲註(3)六〇頁、片岡直樹「中国環境汚染防治法の研究」(成文堂、一九九七年)七二—七五頁を参照。なお、行政立法も含め、中国の立法の仕組みおよびその手続を説明しているものとして、董璠興「中国の立法とその手続について」外国の立法三二巻四・五・六号一八六頁以下がある。

(5) 行政立法の形式、階層的関係およびこれを行う機関については、羅豪才、応松年(上杉信敬訳)『中国行政法概論I』(近代文芸社、一九九五年)一五八頁以下がこれらを説明している。

(6) 近藤前掲註(3)七〇頁、羅・応前掲註(5)一五六—七頁。

(7) 近藤昭三教授は、この点について以下のように述べている。すなわち、「法規の創設を必ずしも法律に限定することなくそれより下位の立法形式にも法規創造力を大幅に承認する」という点で、現代中国の行政法源システムは独特である。その独特さは、法体系が中国共産党の革命的正統性によって支えら

れており、法体系全体がその正統性によって基礎づけられていることによるものと解される。民主集中制の最高機関であり憲法上唯一の立法機関である全人代（とその常務委）が、十分有効にその立法機能を果たすことができなくとも、各級国家機関の活動が革命的正統性によって支えられているかぎり、またそれゆえにこそ、その国家機関による立法もお正統性を失うことなく、当該の下位法源を行政法体系の内部に位置づけるのである。」と。近藤前掲註(3)九五頁。

- (8) 全国人大常委会法工委經濟法室・國務院法制局農林城建司・
國家環境保護局政策法規司編『中華人民共和國固體廢棄物汚
染環境防治法積義』（中國環境科學出版社、一九九七年）。
- (9) 全國人大常委会法工委經濟法室・國務院法制局農林城建司・
國家環境保護局政策法規司前掲註(8)一〇六一七頁。
- (10) 全國人大常委会法工委經濟法室・國務院法制局農林城建司・
國家環境保護局政策法規司前掲註(8)三〇—二頁。